

練馬区医療法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 2 号

練馬区医療法施行規則の一部を改正する規則

練馬区医療法施行規則（平成 9 年 3 月練馬区規則第32号）の一部をつぎのように改正する。

第 5 条の 2 中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条のつぎにつぎの 1 条を加える。

（オンライン診療受診施設の設置届）

第 5 条の 3 法第 8 条第 2 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届は、第10号様式の 2 による。

第 6 条の見出しを「（開設許可事項等一部変更届）」に改め、同条中「もしくは第 3 項」を「、第 3 項もしくは第 4 項」に、「または助産所」を「もしくは助産所」に、「または開設届出事項」を「もしくは開設届出事項またはオンライン診療受診施設の設置届出事項」に改める。

第 8 条中「または助産所」を「、助産所またはオンライン診療受診施設」に改める。

第 9 条の見出しを「（開設者等の死亡、失踪届）」に改め、同条中「または助産所の開設者」を「もしくは助産所の開設者またはオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第23条第 1 項中「および助産所台帳」を「、助産所台帳およびオンライン診療受診施設台帳」に改め、同項につぎの 1 号を加える。

(4) オンライン診療受診施設台帳

ア オンライン診療受診施設の名称および所在地

イ 設置者の氏名および住所（法人にあっては、名称および主たる事務所の所在地）

ウ 設置年月日

エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

第 7 号様式から第10号様式までをつぎのように改める。

第 7 号様式（第 5 条関係）

（第 1 片）

（表）

年 月 日				
練馬区長 殿				
開設者 住 所				
氏 名				
電話番号 ()				
〔法人にあっては、名称、主たる 事務所の所在地および代表者の氏名〕				
診療所（歯科診療所または助産所）開設届				
年 月 日付け 第 号で開設の許可を受けた診療所（歯 科診療所または助産所）を開設したので、医療法施行令第 4 条の 2 第 1 項の規定により、下記のと おり届け出ます。				
記				
1	名	称		
2	開	設	の	場
			所	
電 話 番 号 ()				
3	開	設	年	月 日
4 管 理 者	現	住 所		
			電 話 番 号 ()	
	氏	名		
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄 (注 1)	
	免許証番号およ び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄 (注 1)	
5	診	療	日	時
6	オンライン診療	有 ・ 無		

(裏)

7 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科目、診療日時および医籍の登録事項						
氏 名	担当診療科目	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄 (注1)	
			臨床研修等修了 登 録 年 月 日	免許証番号および 登 録 年 月 日		
			年 月 日	第 年 月 日		
			年 月 日	第 年 月 日		
			年 月 日	第 年 月 日		
			年 月 日	第 年 月 日		
			年 月 日	第 年 月 日		

8 業務に従事する助産師の氏名、勤務日時ならびに免許証番号および登録年月日				
氏 名	勤 務 日 時	免許証番号および 登 録 年 月 日	確認欄 (注1)	
		第 年 月 日		
		第 年 月 日		

9 嘱託する医師および病院または診療所（この欄は、助産所の開設について届け出る場合に記載するものとする。）						
省令第15条の2第1項に規定する 医師または同条第2項に規定する 病院もしくは診療所	嘱託 医 師	氏 名				
		住 所				
		電 話 番 号 ()				
		臨床研修等修了登録年月日	年 月 日	確認欄 (注1)		
		免許証番号および登録年月日	第 号 年 月 日	確認欄 (注1)		
		病院または診療所の 名 称 お よ び 所 在 地				
省令第23条第15条 または診療病所に 規定する		嘱託する病院または診療 所の名称および所在地				

10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師 等）				
職 種	氏 名	免 許 証 番 号	登 録 年 月 日	確認欄
		第 号	年 月 日	
		第 号	年 月 日	
		第 号	年 月 日	
		第 号	年 月 日	
		第 号	年 月 日	

(第2片)

11 その他の従事者			
事 務 員	看 護 補 助 者	そ の 他	計
名	名	名	名

12 添 付 書 類
(注2・3)
(1) 管理者の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しならびに職歴書 (注2・3)
(2) 診療に従事する医師または歯科医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写し
(3) 業務に従事する助産師の免許証の写し
(4) 分娩を取り扱う助産所については、省令第15条の2第1項の規定により嘱託医師として定められる医師（産科または産婦人科を担当する者）の嘱託医師となる旨の承諾書ならびに臨床研修等修了登録証および免許証の写しまたは同条第2項の規定により嘱託される病院もしくは診療所の承諾書
(5) 省令第15条の2第2項の規定により病院または診療所に嘱託する場合においては、当該病院または診療所の診療科名中に産科または産婦人科を有する旨の書類
(6) 分娩を取り扱う助産所については、省令第15条の2第3項の規定により嘱託する病院または診療所として定められる病院または診療所の承諾書

(注1) 臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。
(注2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者および同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法および一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
(注3) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者および同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法および一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
(注4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

第8号様式（第5条の2関係）

（第1片）

（表）

練馬区長 殿		年 月 日	
開設者		住 所	
		氏 名	
		電話番号	()
診 療 所 開 設 届			
診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
1 名	称		
2 所	在 地		
		電 話 番 号	()
3 診 療 科 目			
4 開設者	現に病院または診療所を開設し、管理し、または勤務している場合	名 称 所在地	
	本施設と同時に病院または診療所を開設しようとする場合	名 称 所在地	
5 開 設 年 月 日	年 月 日		
6 管 理 者	現 住 所	電 話 番 号 ()	
	氏 名		
	臨 床 研 修 等 修 了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄
	免 許 証 番 号 お よ び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄
7 診 療 日 時			
8 オ ン ラ イ ン 診 療	有 ・ 無		

(裏)

9 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科目、診療日時および医籍の登録事項													
氏 名		担当診療科目	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄							
				臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免 許 証 番 号 お よ び 登 録 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
10 業務に従事する助産師の氏名および勤務日時													
氏 名		勤 務 日 時		免 許 証 番 号 お よ び 登 録 年 月 日		確認欄							
				第 年 月 日									
				第 年 月 日									
				第 年 月 日									
11 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）													
職 種		氏 名		免許登録年月日		登録番号		確認欄					
				年 月 日		第 号							
				年 月 日		第 号							
				年 月 日		第 号							
				年 月 日		第 号							
12 従業者定員													
医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 （ エ ッ ク ス 線 ） 技 師	看 護 補 助	事 務 員		歯 科 医 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士		計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
13 敷地の面積			m ² （平面図は、別添のとおり）										

(第2片)

(表)

14 交通機関および敷地周囲の見取図									
交 通 機 関	線			駅下車		口徒歩		分	
	駅			口からバス (		行) 下車徒歩		分	
敷 地 の 条 件	用途地域		防火地域						
見 取 図	別添のとおり								
15 建物の構造概要および平面図									
建 物 別 名 称	構 造 概 要			建 築 面 積		延 面 積			
	造 階建て			m ²		m ²			
	造 階建て			m ²		m ²			
住宅と併設の場合またはビルディングの一部を使用する場合									
住 宅 と 併 設 の 場 合		造 階建てのうち 階			m ² 使用				
ビルディングの一部を使用する場合		造 階建てのうち 階			号室		m ² 使用		
平 面 図		別添のとおり							
16 廊下の幅									
建物別名称	片 側 廊 下	中 廊 下		建物別名称	片 側 廊 下	中 廊 下			
	m	m			m	m			
	m	m			m	m			
17 2階以上に病室を有する建物別の階段数およびその構造									
建物別 の名称	患者の使用する屋内直通階段						病室の あ る 最上階	避難階段 の 数	備考
	用途	幅	踊り場 の 幅	け上げ	踏面	手すりの有無			
		m	m	cm	cm		階	階 から地上 まで 箇所	
		m	m	cm	cm				
		m	m	cm	cm		階	階 から地上 まで 箇所	
		m	m	cm	cm				
エレベーターの有無			有 ・ 無						

(裏)

18 病室の構造概要			室 床							
棟 別	階 別	病 室 番 号	病 室 種 別	一室の 病床数	一室の 床面積	一人当た り床面積	一 室 の 採光面積	一 室 の 直接外気 開放面積	天井の 高 さ	換気の 方 法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
19 診察室										
診察室名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積			診察室名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積			
科	m ²	m ²			科	m ²	m ²			
科	m ²	m ²			科	m ²	m ²			
20 処置室（診察室兼用の場合を除く。）										
処 置 室 名		室 面 積		処 置 室 名		室 面 積				
科		m ²		科		m ²				
21 歯科治療室										
室 面 積		治療椅子		給水火気設備		防火設備		その他必要な設備		
m ²		台								
22 歯科技工室										
室 面 積		防じん設備		給水火気設備		防火設備		その他必要な設備		
m ²		台								
23 検査室										
名 称		室 面 積		防 火 設 備		検 査 器 具 、 器 械 等				
		m ²								
		m ²								

(第3片)

(表)

24 調剤所								
室 面 積	鍵のかかる 貯 蔵 設 備	冷 暗 所 の 有 無			備付け天びん		備 考	
m ²								
25 手術室および準備室								
区 分	面 積	構 造 設 備						
		手術台	床	壁	天 井	照 明	暖 房	清潔な手洗い 設 備
手 術 室	m ²	台						
準 備 室	m ²	台						
その他の施設								
26 分娩室および新生児入浴施設								
分 娩 室								
室 面 積	m ²	構 造 設 備						
新生児入浴室								
室 面 積	m ²	構 造 設 備						
27 エックス線装置および診療室								
開設時設置（予定）のエックス線装置								
固定、携帯の別	用 途	製作者名および型式						
エックス線診療室								
室 面 積	室 内 の 構 造 概 要	操作室の面積	暗 室					
			面 積	設 備				
m ²		m ²	m ²					
m ²		m ²	m ²					

(裏)

28 その他の施設			
看護師勤務室	m ²	待合室	m ²
事務室	m ²	新生児室	m ²
宿直室	m ²		m ²
消毒施設	m ²		m ²
給食設備	m ²		m ²
洗濯室	m ²		m ²
29 建築確認	年 月 日 第 号		
30 添付書類			
(注 2・3)			
(1) 開設者の医師または歯科医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しならびに職歴書 (注 2・3)			
(2) 管理者の医師または歯科医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しならびに職歴書(管理者が開設者でない場合に限る。)			
(注 2・3)			
(3) 診療に従事する医師または歯科医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写し			
(4) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
(5) 土地および建物の登記事項証明書(土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。)			
(6) 敷地の平面図			
(7) 敷地周囲の見取図			
(8) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)			
(9) エックス線診療室等の放射線防護図(縮尺50分の1以上の平面図および側面図。壁および鉛の厚さを記入すること。)			
(10) 案内図			
(注 1) 臨床研修等修了登録証写しおよび免許証写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。 提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。			
(注 2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者および同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正後の医療法および一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。			
(注 3) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者および同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法および一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。			
(注 4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

第9号様式（第5条の2関係）

（第1片）

（表）

練馬区長 殿		年 月 日	
開設者		住 所	
		氏 名	
		電話番号	()
歯 科 診 療 所 開 設 届 歯科診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記			
1 名	称		
2 所	在 地		
		電 話 番 号	()
3 診	療 科 目		
4 開 設 者	現に病院または診療所を 開設し、管理し、または 勤務している場合	名 称 所在地	
	本施設と同時に病院または 診療所を開設しようとする 場合	名 称 所在地	
5 開 設	年 月 日	年 月 日	
6 管 理 者	現 住 所	電 話 番 号 ()	
	氏 名		
	臨 床 研 修 等 修 了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄
	免 許 証 番 号 お よ び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄
7 診	療 日 時		
8 オ ン ラ イ ン 診 療	有 ・ 無		

(裏)

9 診療に従事する歯科医師（医師）の氏名、担当診療科目、診療日時および医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科目	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免許証番号および登録年月日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
10 医療従事者（歯科衛生士、歯科技工士等）					
職 種	氏 名	免許登録年月日		登録番号	確認欄
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
11 従業者定員					
歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員		計
名	名	名	名		名
12 敷地の面積		m ² （平面図は、別途のとおり）			
13 交通機関および敷地周囲の見取図					
交 通 機 関	線 駅下車 口徒歩 分				
	駅 口からバス（ 行）下車徒歩 分				
敷 地 の 条 件	用途地域		防火地域		
見 取 図	別添のとおり				

(第2片)

(表)

14 建物の構造概要および平面図				
建 物 別 名 称	構 造 概 要		建 築 面 積	延 面 積
	造 階建て		m ²	m ²
	造 階建て		m ²	m ²
住宅と併設の場合またはビルディングの一部を使用する場合				
住 宅 と 併 設 の 場 合	造 階建てのうち 階		m ² 使用	
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち 階 号室		m ² 使用	
平 面 図	別添のとおり			
15 歯科治療室				
室 面 積	治 療 椅 子	給 水 火 気 設 備	防 火 設 備	その他必要な設備
m ²	台			
m ²	台			
16 歯科技工室				
室 面 積	防じん設備	給 水 火 気 設 備	防 火 設 備	その他必要な設備
m ²	台			
17 エックス線装置および診療室				
開設時設置（予定）のエックス線装置				
固定、携帯の別	用 途	製作者名および型式		
エックス線診療室				
室 面 積	室内の構造概要	操 作 室 の 面 積	暗 室	
			面 積	設 備
m ²		m ²	m ²	
m ²		m ²	m ²	

(裏)

18 その他の施設			
事務室	m ²	待合室	m ²
消毒施設	m ²		m ²
	m ²		m ²
19 建築確認	年 月 日 第 号		
20 添付書類			
(注 2・3)			
(1) 開設者の歯科医師または医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しならびに職歴書			
(2) 管理者の歯科医師または医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しならびに職歴書(管理者が開設者でない場合に限る。)(注 2・3)			
(3) 診療に従事する医師または歯科医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写し			
(4) 土地および建物の登記事項証明書(土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。)			
(5) 敷地の平面図			
(6) 敷地周囲の見取図			
(7) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)			
(8) エックス線診療室等の放射線防護図(縮尺50分の1以上の平面図および側面図。壁および鉛の厚さを記入すること。)			
(9) 案内図			
(注 1) 臨床研修等修了登録証写しおよび免許証写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。			
(注 2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者および同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正後の医療法および一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。			
(注 3) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者および同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法および一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。			
(注 4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

第10号様式（第5条の2関係）

（第1片）

（表）

年 月 日

練馬区長 殿

開設者
住所
氏名

電話番号 ()

助産所開設届

助産所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称			
2 所 在 地	電話番号 ()		
3 開 設 者			
現に助産所を開設し、もしくは管理し、または病院、診療所もしくは助産所に勤務している場合	名 称 所在地		
本施設と同時に助産所を開設しようとする場合	名 称 所在地		
4 開 設 年 月 日	年 月 日		
5 管 理 者			
現 住 所			
氏 名			
免許証番号および 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	保健所担当者確認欄	
6 就 業 日 時			
7 業務に従事する助産師の氏名および勤務日時			
氏 名	勤 務 日 時	免許証番号および 登 録 年 月 日	保健所担当者 確 認 欄

(裏)

8 嘱託する医師および病院または診療所					
嘱託医師	住 所				
	氏 名				
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日		年 月 日	保健所担当者 確 認 欄	
	免許証番号および 登 録 年 月 日		第 年 月 日 号 日	保健所担当者 確 認 欄	
病院または診療所 (名称および所在地)					
9 従業者定員					
助 産 師					計
名					名
10 敷地の面積		㎡ (平面図は、別添のとおり)			
11 交通機関および敷地周囲の見取図					
交 通 機 関	線		駅下車		口 徒歩 分
	駅 口からバス (行)		下車		徒歩 分
敷地の条件	用途地域		防火地域		
見 取 図	別 添 の と お り				
12 建物の構造概要および平面図					
建 物 別 名 称		構 造 概 要		建物面積	延面積
		造 階建て		㎡	㎡
住宅と併設の場合またはビルディングの一部を使用する場合					
住 宅 と 併 設 の 場 合		造 階建てのうち 階		㎡使用	
ビルディングの一部を使用する場合		造 階建てのうち 階		号室 ㎡	
平 面 図		別 添 の と お り			
13 廊下の幅					
建物別名称	片側廊下	中 廊 下	建物別名称	片側廊下	中 廊 下
	m	m		m	m

(第2片)

(表)

[illegible]

(裏)

17 その他の施設			
看護師勤務室	階	m ²	待 合 室
事 務 室		m ²	新 生 児 室
宿 直 室		m ²	
消 毒 施 設		m ²	
給 食 設 備		m ²	
洗 濯 室		m ²	
18 建築確認	年 月 日 第 号		
19 添付書類			
(1) 開設者の助産師免許証の写しおよび職歴書			
(2) 管理者の助産師免許証の写しおよび職歴書（管理者が開設者でない場合に限る。）			
(3) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
(4) 嘱託医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写しおよび承諾書			
(5) 嘱託する病院または診療所の有する診療科名が分かる書類および承諾書等			
(6) 土地および建物の登記事項証明書（土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。ただし、ビルディングの一部を賃借する場合は、土地については不要とする。）			
(7) 敷地の平面図			
(8) 敷地周囲の見取図			
(9) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの）			
(10) 案内図			
(注1) 臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。			
(注2) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

第10号様式のつぎにつぎの 1 様式を加える。

年 月 日

練馬区長 殿

設置者 住 所
氏 名

電話番号 ()

〔法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名〕

オンライン診療受診施設設置届

オンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 設 置 の 場 所	電 話 番 号 ()
3 敷 地 の 面 積 お よ び 平 面 図	m ² (平面図は別添のとおり)
4 建物の構造概要および平面図 (平面図は別添のとおり)	
(建物名称) (構造) 造 階建て (面積) 建築面積 m ² ・延面積 m ² (建物の一部を使用する場合) うち、 階 m ² 使用 <オンライン診療受診施設として、車両を届け出る場合> (車種) (車名) (車両番号)	
5 (法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電 話 番 号 ()
6 設置年月日	年 月 日
7 添付書類 (1) 敷地の平面図 (2) 建物の平面図 (縮尺 100 分の 1 以上のもの) (3) 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為または条例 (注1) 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載すること。 ①「設置の場所」欄については、当該車両が日常的に駐車している場所および巡回予定地区を記載すること。また、届出は、巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市または特別区に提出すること。 ②「敷地の面積および平面図」欄については、記載不要とする。 ③「建物の構造概要および平面図」欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。 (注2) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。	

第11号様式をつぎのように改める。

年 月 日

練馬区長 殿

開設者 住 所
(設置者) 氏 名

電話番号 ()

〔法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名〕

診療所（歯科診療所、助産所またはオンライン診療受診施設）
開設許可（開設・設置届出）事項一部変更届

開設許可（開設・設置届出）事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 名	称	
2 開設（設置）の場所		電話番号 ()
3 開設許可（開設・設置届出） 年月日および番号		
4 変更した理由および年月日		
5 変更した事項	変更事項	
	変更前	
	変更後	

(注) 臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。	保健所 担当者 確認欄	
---	-------------------	--

添付書類

- 1 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写しおよび職歴書
- 2 新たに診療に従事する医師または歯科医師の臨床研修等修了登録証の写しおよび免許証の写し
- 3 病室の定床数が減少する場合には、変更前と変更後の平面図（縮尺200分の1以上）
- 4 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

(注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

第14号様式から第16号様式までをつぎのように改める。

年 月 日

練馬区長 殿

住 所

開設者
(設置者) 氏 名

電話番号 ()

〔法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名〕

診療所（歯科診療所、助産所またはオンライン診療受診施設）休（廃）止届

診療所（歯科診療所、助産所またはオンライン診療受診施設）を休（廃）止したので、医療法第8条の2第2項（第9条第1項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電話番号 ()
3 開設許可（開設・設置届出） 年月日および番号	
4 休（廃）止の理由	
5 休（廃）止の年月日	年 月 日
6 休 止 の 予 定 期 間	年 月 日まで

年 月 日

練馬区長 殿

開設者
(設置者) 氏 名

住 所
電話番号 ()

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名〕

診療所（歯科診療所、助産所またはオンライン診療受診施設）再開届

休止中の診療所（歯科診療所、助産所またはオンライン診療受診施設）を再開したので、医療法第
8条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電話番号 ()
3 開設許可（開設・設置届出） 年月日および番号	
4 休 止 の 届 出 年 月 日	年 月 日
5 再 開 の 理 由	
6 再 開 年 月 日	年 月 日

年 月 日

練馬区長 殿

住 所

氏 名

死亡者（失踪者）との続柄

電話番号 （ ）

診療所（歯科診療所、助産所またはオンライン診療受診施設）
開設者（設置者）死亡（失踪）届

開設者（設置者）が死亡した（失踪宣告を受けた）ので、医療法第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電話番号 （ ）
3 開設許可（開設・設置届出） 年月日および番号	
4 開設者（設置者）の氏名	
5 死亡（失踪宣告）の年月日	年 月 日

添付書類

- 1 死亡診断書、戸（除）籍謄（抄）本または失踪宣告の写し
- 2 届出義務者であることを証明する書類

（注） この届出は、戸籍法の規定による死亡の届出義務者または失踪の届出義務者が行うこと。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の練馬区医療法施行規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区医療法施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。